



2019年11月

## 外商投資情報報告規則(意見募集稿)の公開とその仮訳のご紹介

2019年3月15日、中国の全国人民代表大会において外商投資法が可決し、同日、公布されました。同法は、中国における外商投資に係る基本法として制定されたものです。同法の成立は、中国国内外の様々な事情を踏まえてのものであることから、その内容は、国や地方政府による投資の促進、保護、管理といった事項に関し、外資企業の権利・利益の保護や平等取扱いといった重要な事項を広く定めています。

そして、2019年11月1日、司法部は、「中華人民共和国外商投資法実施条例(意見募集稿)」(以下「条例案」といいます。)を公開し、パブリックコメントを開始しました。執筆者らは、当該条例案の重要性に鑑み、既に仮訳を公開したところです<sup>1</sup>。

一方、2019年11月8日には、商務部が、「外商投資情報報告規則(意見募集稿)」(以下「規則案」といいます。)を公開し、パブリックコメントを開始しています。この規則は、外商投資法34条が定める「外商投資情報報告制度」を具体化するものです。すなわち、同条は、以下のように定めています。

**第三十四条** 国は、外商投資情報報告制度を構築する。外国投資者又は外商投資企業は、企業登記システム及び企業信用情報公示システムを通して、商務主管部門に対し、投資情報を報告し届け出なければならない。

外商投資情報の報告内容及び範囲は、確かに必要かどうかの原則によって確定される。部門情報共有を通して得ることができる投資情報は、再度報告し届け出る必要はない。

規則案は、かかる定めを受けて、具体的に外国投資者及び外商投資企業がすべき投資情報の報告等の義務を定めているため、中国国内でエンティティを有する日本企業にとって大いに影響のある内容を含みます。また、執筆者ら自身も、中国国内の日本企業の子会社で勤務される方がこの報告制度に対し強い関心をお持ちである旨を直接耳にしています。そのため、これらの事情を踏

まえ、執筆者らは、ここに仮訳を作成し公開するものです。

なお、規則案は、外商投資法の施行日である2020年1月1日に施行されるとされていましたが(規則案45条)、条例案では、施行日は空欄とされています。そのため、条例案がいつの時点で施行されるかは現時点では判然としません。

外商投資情報報告弁法  
(意見募集稿)

## 第一章 総則

**第一条** 対外開放をさらに拡大し、外商投資の促進、保護及び管理の水準を引き上げるために、「中華人民共和国外商投資法」及び「中華人民共和国外商投資法実施条例」に基づき、本弁法を制定する。

**第二条** 外国投資者が直接又は間接に中国国内において投資活動を行う場合、外国投資者又は外商投資企業は、本弁法に基づき商務主管部門に対し投資情報を報告し届け出なければならない。

**第三条** 本弁法でいう外商投資企業とは、全部又は一部が外国投資者の投資により、中国法に基づき中国国内において登記登録を経て設立された企業をいう。

**第四条** 商務部は、全国の範囲における外商投資情報報告の業務を統一的に計画し指導する責任を負う。

県レベル以上の地方人民政府の商務主管部門、自由貿易試験区及び国家経済技術開発区等の特殊経済地区の関連機構は、当該区域内における外商投資情報報告の業務に対し責任を負う。

**第五条** 外国投資者又は外商投資企業は、オンライン企業登記システム及び国家企業信用情報公示システムを通

【監修者】パートナー弁護士 酒井 大輔

【執筆者】弁護士 日野 真太郎

【執筆者】中国律師 常偉

なお、規則案の翻訳には、当事務所のインターン生である艾蘇氏に大いに助力をいただいた。

本ニュースレターは法的助言を目的するものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。本ニュースレターの発送中止のご希望、ご住所、ご連絡先の変更のお届け、又は本ニュースレターに関する一般的なお問合せは、下記までご連絡ください。

北浜法律事務所・外国法共同事業 ニュースレター係  
(TEL: 06-6202-1088 E-mail: [newsletter@kitahama.or.jp](mailto:newsletter@kitahama.or.jp))

〔大阪〕北浜法律事務所・外国法共同事業

〒541-0041 大阪市中央区北浜1-8-16 大阪証券取引所ビル  
TEL 06-6202-1088(代)/FAX 06-6202-1080・1130・9550

〔東京〕弁護士法人北浜法律事務所東京事務所

〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-7-12 サピアタワー14F  
TEL 03-5219-5151(代)/FAX 03-5219-5155

〔福岡〕弁護士法人北浜法律事務所福岡事務所

〒812-0018 福岡市博多区住吉1-2-25  
キャナルシティ・ビジネスセンタービル4F  
TEL 092-263-9990/FAX 092-263-9991

<https://www.kitahama.or.jp/>

して商務主管部門に投資情報を報告し届け出なければならない。

商務主管部門は、外商投資情報報告システムを通して、市場監督管理部門により発信された投資情報及び部門共有情報等を受け取り、処理する。

**第六条** 外国投資者又は外商投資企業は、真実で、正確で、完全で、適時であるという原則に則り投資情報を報告し届け出なければならず、虚偽の記載、誤解を招く陳述又は重大な脱落があつてはならない。

## 第二章 報告主体、内容及び方式

**第七条** 外商投資情報報告は、初期報告、変更報告、抹消報告及び年度報告等を含む。外国投資者又は外商投資企業が提出、補足又は修正した報告内容は、市場監督管理部門により商務主管部門に発信される。

**第八条** 外国投資者は、中国国内において外商投資企業を設立するときは、企業設立登記を行う際に初期報告を提出しなければならない。

外国投資者は、国内の非外商投資企業の持分を買収・合併する場合において、買収・合併される企業の変更登記を行う際に初期報告を提出しなければならない。

**第九条** 外商投資企業の初期報告は以下の内容を含む：

- (一) 企業の基本情報
- (二) 投資者及びその実質的支配者の情報
- (三) 買収・合併取引の基本情報（買収・合併取引に関わらない情報を除く）
- (四) 商務主管部門が報告を求めるその他の情報

**第十条** 外商投資企業の関係情報に変更が生じ、変更登記を行う必要がある場合においては、変更登記を行う際に変更報告を提出しなければならない。変更登記をする必要がない場合においては、変更事項が生じた後 15 日以内に変更報告を提出しなければならない。

外商投資の上場会社及び全国中小企業株式譲渡システムにおいて上場した会社は、外国投資者の持株比率の変化の累計が 5%を超える又は支配株主もしくは相対的支配株主の地位に変化が生じた場合に限って、投資者及びその保有株式に関する変更情報を報告することができる。

**第十一条** 外商投資企業の変更報告は、以下の内容を含む。

- (一) 企業の基本情報の変更

- (二) 投資者及びその実質的支配者の情報変更
- (三) 株式、持分、財産シェア又はその他の類似権益の情報変更
- (四) 商務主管部門が報告を求めるその他の情報の変更

**第十二条** 外商投資企業の合併、分割、終了が企業の登記抹消に関する場合においては、抹消登記を行う際に抹消報告を提出しなければならない。

**第十三条** 外商投資企業は、毎年の 1 月 1 日から 6 月 30 日までにおいて、国家企業信用情報公示システムを通して昨年度の年度報告を提出しなければならない。

外商投資企業の成立後、次年度より年度報告を提出する。

**第十四条** 外商投資企業の年度報告は以下の内容を含む。

- (一) 企業の経営情報
- (二) 企業の資産及び負債の情報
- (三) 企業の中国国内における投資及び分支机构の情報
- (四) 企業の事業に係る許認可の取得情報（経営範囲が外商投資参入特別管理措置に関する場合）
- (五) 商務主管部門が報告を求めるその他の情報

**第十五条** 初期、変更、抹消及び年度報告等の具体的な内容は、確かに必要があるという原則に則り、外商投資の実際の状況及び企業登記登録、企業情報公示に関する関連規定に基づき決められ、商務部により部門公告の形式で対外的に発布される。

**第十六条** 外商投資企業が中国国内において投資した企業（多層構造での投資を含む）は、市場監督管理部門にて登記届出を行い、年度報告の情報を報告し届け出た後、市場監督管理部門により当該関連情報を商務主管部門に発信される。

**第十七条** 外商投資により設立された投資性会社が中国で企業に投資するときは、外商投資企業を参照し投資情報を報告し届け出なければならない。

**第十八条** 非企業形態による外商投資の場合において、外国投資者は、上述の規定を参照し投資情報を報告し届け出なければならない。

## 第三章 情報共有、公示及び更正

第十九条 商務主管部門と関連部門とは、情報報告業務の必要に応じて外商投資情報共有体制を構築しなければならない。

法律、行政法規に別途定めがある場合を除き、関連部門は、職責を履行する過程において取得した外商投資情報を、適時に商務主管部門に共有しなければならない。

第二十条 部門情報共有を通して得ることができる外商投資企業の登記抹消、外商投資企業の国内投資（多層構造での投資を含む）等の情報について、外国投資者又は外商投資企業は別途報告し届け出る必要がない。

第二十一条 外国投資者又は外商投資企業が報告し届け出た情報は、「企業情報公示暫定条例」に基づき社会に公示しなければならない場合及び外国投資者又は外商投資企業が公示を選択した場合は、外商投資情報公示プラットフォーム及び国家企業信用情報公示システムを通して社会に公示する。「企業情報公示暫定条例」に基づき公示した情報以外の情報は、対外的に公示しない。

第二十二条 外国投資者又は外商投資企業は、その報告し届け出られた投資情報に未報告、報告の誤り、報告漏れが存在することを発見した場合は、オンライン企業登記システム及び国家企業信用情報公示システムを通して事後報告又は更正を行う。

商務主管部門は、外国投資者又は外商投資企業が報告し届けた投資情報に未報告、報告の誤り、報告漏れが存在することを発見した場合、前項に規定した方式をもって15日以内に事後報告又は更正を行うよう外国投資者又は外商投資者に対し通知する。

更正が公示事項と関連する場合は、更正前後の情報は同時に公示しなければならない。

#### 第四章 監督管理

第二十三条 商務主管部門は、外国投資者及び外商投資企業の本弁法の遵守状況に対し、監督検査を実施する。

商務主管部門は、関連部門と協力し、抽出検査、通報に基づいた検査、関連部門又は司法機関の提案及び報告された状況に基づく検査並びに職権による検査等の方式を採用し監督検査を行うことができる。

第二十四条 商務主管部門は、抽出検査の方式を採用して検査を実施する場合、公平性と規範適合性の要求に従い、「双隨機、一公開」<sup>ii</sup>の監督管理の方式を通して、ランダムに抽出して検査対象を確定し、検査人員をランダムに選択して派遣し、外国投資者又は外商投資企業の情報報告義務の履行状況に対し、監督検査を行わなければならない。抽出検査の結果は、商務主管部門により外商投資情報公示システムにおいて公示される。

公民、法人又はその他の組織は、外国投資者又は外商投資企業の本弁法に違反する行為を発見した場合は、商務主管部門に通報することができる。通報は書面形式をもって行わなければならず、明確な被通報人がおり、かつ関連事実及び証拠が提供されているときは、商務主管部門は、通報を受け取った後、法に基づき適時に処理しなければならない。

その他の関連部門又は司法機関は、職責を履行する過程において、外国投資者又は外商投資企業の本弁法に違反する行為を発見した場合は、商務主管部門に対し監督検査の提案をすることができ、商務主管部門は、関連する意見を受け取った後、法に基づき適時に処理しなければならない。

本弁法の規定に従った報告をせず又は不実の報告を行い、監督検査に協力せず、商務主管部門によりなされた行政処罰決定の履行を拒否した記録がされた外国投資者又は外商投資企業に対し、商務主管部門は職権に基づき検査を行うことができる。

第二十五条 商務主管部門は、現場検証、書面検査等の方式を採用し監督検査を実施することができ、必要に応じてその他の部門より情報を取得し、それをを利用して外国投資者又は外商投資企業により報告し届けられた投資情報が真実で、正確で、完全で、適時に行われたものであるかどうかを判断することができる。商務主管部門は、法に基づき資料を閲覧し又は被検査人に関連資料の提供を求めることができ、被検査人は検査に協力し、事実どおりに提供しなければならない。

第二十六条 商務主管部門による監督検査の実施は、被検査人の正常な生産経営活動を妨害してはならず、被検査人の提供する金銭又はサービスを受け取ってはならず、その他の違法な利益を手に入れようとしてはいけない。

#### 第五章 法律責任

第二十七条 外商投資者又は外商投資企業が、外商投資情報報告制度の要求に従わずに投資情報を報告し届け出した場合には、商務主管部門は、15日以内に是正するよう警告し命令する。期限を超えて是正しない場合は、十万元以上三十万元以下の罰金を科し、情状が重大な場合は、三十万元以上五十万元以下の罰金を科す。

前項に定める情状が重大な場合とは以下の状況を指す。  
(一) 外国投資者又は外商投資企業が、故意に情報報告義務の履行から逃れ、又は情報報告を行う際に真実の状況を隠し、誤解を招くもしくは虚偽の情報を提供すること。

(二) 外国投資者又は外商投資企業が、その所属する業界、経営範囲が、外商投資参入特別管理措置に該当するかどうかや、企業投資者及びその実質的支配者等の重要な情報について誤った報告をし届け出をすること。

(三) 外国投資者又は外商投資企業が、外商投資情報報告制度の要求に従わず投資情報を報告し届け出をし、商務主管部門による是正命令を経て、その5年以内に再び関連する規定に違反すること。

(四) 商務主管部門が認定したその他の重大な情状

第二十八条 商務主管部門は、外商投資誠実信用<sup>iii</sup>ファイルシステムを構築し、監督検査において把握した外国投資者又は外商投資企業の誠実信用状況を反映する情報を外商投資誠信ファイルシステムに適時に記入しなければならず、外商投資情報公示プラットフォームを通して信用喪失名簿を公示し、かつ市場監督管理、外国為替、税関、税務等の関連部門に通報することができる。

外国投資者又は外商投資企業は、誠実信用ファイルの関連情報が完全に記録されておらず、又は当該情報に誤りがあると考える場合は、関連する証明資料を提供し商務主管部門に修正を申し出ることができる。審査を経て事実であったときは修正する。

本弁法の違反によって生じた不誠実の記録は、外国投資者又は外商投資企業が違法行為を是正し、関連する義

<sup>i</sup> 「外商投資法実施条例の意見募集稿の公開とその仮訳のご紹介」参照。

<sup>ii</sup> 「双隨機、一公開」とは、中国の行政機関において用いられる検査方式の一種である。「双隨機」とは、管理監督部門の検査権限の自由裁量を制限するために利用される検査方式であって、ランダムに検査対象を抽出するとともに、検査を担当する者も検査メンバーの中からラ

ンダムに選択するというものである。「一公開」とは、全国企業信用情報公示システムに基づき、すぐに管理監督情報を公開するというものである。

第二十九条 外国投資者、外商投資企業の本弁法に違反する行為は、法に基づき信用情報システムに記録する。

第三十条 各レベルの地方政府及び関連部門は、外国投資者又は外商投資企業が、法に基づく外商投資情報報告義務の履行の有無や誠実信用状況を、財政・税収・土地・金融・人材等の方面における優遇待遇を与えることの参考要素とすることができる。

## 第六章 附則

第三十一条 外国投資者が中国国内において銀行業、証券業、保険業等の金融業界に投資する場合、本弁法を適用する。

第三十二条 香港特別行政区、澳門特別行政区、台湾地区的投資者及び華僑の投資は、本弁法を参照し投資情報を報告し届け出る。

第三十三条 本弁法は商務部が関連部門と共同して解釈の責任を負う。

第三十四条 本弁法は　月　日より施行する。

ンダムに選択するというものである。「一公開」とは、全国企業信用情報公示システムに基づき、すぐに管理監督情報を公開するというものである。

<sup>iii</sup> 原文は「誠信」であり、直訳すると誠実で信用があるという意味である。また、本条で現れる「不誠実」の原文は「不誠信」である。